

# 四半期報告書

(第147期第1四半期)

自 平成26年4月1日

至 平成26年6月30日

オリンパス株式会社

# 目 次

	頁
表 紙 .....	1
第一部 企業情報 .....	2
第1 企業の概況 .....	2
1 主要な経営指標等の推移 .....	2
2 事業の内容 .....	2
第2 事業の状況 .....	3
1 事業等のリスク .....	3
2 経営上の重要な契約等 .....	4
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	4
第3 提出会社の状況 .....	8
1 株式等の状況 .....	8
(1) 株式の総数等 .....	8
(2) 新株予約権等の状況 .....	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	8
(4) ライツプランの内容 .....	8
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	8
(6) 大株主の状況 .....	8
(7) 議決権の状況 .....	9
2 役員の状況 .....	9
第4 経理の状況 .....	10
1 四半期連結財務諸表 .....	11
(1) 四半期連結貸借対照表 .....	11
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 .....	13
四半期連結損益計算書 .....	13
四半期連結包括利益計算書 .....	14
2 その他 .....	21
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	23
[四半期レビュー報告書] .....	24

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月7日
【四半期会計期間】	第147期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）
【会社名】	オリンパス株式会社
【英訳名】	OLYMPUS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 笹 宏行
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号
【電話番号】	東京3340局2111番(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 阿部 和也
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿2丁目3番1号 新宿モノリス
【電話番号】	東京3340局2111番(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 新本 政秀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第146期 第1四半期連結 累計期間	第147期 第1四半期連結 累計期間	第146期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 6月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 6月30日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日
売上高 (百万円)	159,229	167,013	713,286
経常利益 (百万円)	2,398	11,155	50,913
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失(△) (百万円)	△1,831	8,141	13,627
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	20,364	2,693	64,996
純資産額 (百万円)	170,435	334,019	331,284
総資産額 (百万円)	894,838	1,007,452	1,027,475
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は1株当たり四半期純損 失金額(△) (円)	△6.08	23.79	41.05
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	—	23.79	41.04
自己資本比率 (%)	18.9	33.0	32.1

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含んでいません。

3. 第146期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりです。

なお、文中における将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものです。

#### 過去の損失計上先送りに係るリスク

当社が1990年代ころから有価証券投資等にかかる損失計上の先送りを行っており、Gyrus Group PLCの買収に際しファイナンシャルアドバイザーに支払った報酬や優先株の買戻しの資金ならびに国内三社（株式会社アルティス、NEWS CHEF株式会社および株式会社ヒューマラボ）の買収資金が、複数のファンドを通す等の方法により、損失計上先送りによる投資有価証券等の含み損を解消するためなどに利用されていたことについて、当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が訴訟を提起しており、今後もさまざまな株主および株主グループが当社への損害賠償を求め、または訴訟を起こすおそれがあり、当社グループの業績および財政状態に影響が及ぶ可能性があります。四半期報告書提出日現在において係属中の訴訟の訴額の合計は863億円であり、そのうち主な訴訟は以下のとおりです。

なお、当社は、当第1四半期連結会計期間末において、係属中の訴訟のうち、下記①および③の訴訟の進行状況等に鑑み、11,000百万円を訴訟損失引当金として流動負債に計上しています。

- ① ティーチャーズ・リタイアメント・システム・オブ・ステート・オブ・イリノイほか、当社株主の海外機関投資家および年金基金等、合計49社（うち1社が訴状送達前に訴えを取り下げ）が、平成24年6月28日付（当社への訴状送達日は平成24年11月12日）で当社に対し、損害賠償請求訴訟を提起しています。その後、請求の趣旨変更申立ておよび複数原告による訴えの取り下げにより、現時点で原告は47社、損害賠償請求金額は20,842百万円およびこれに対する平成23年11月8日から支払済みまで年5分の割合による金員に変更されています。
- ② カリフォルニア・パブリック・エンプロイーズ・リタイアメント・システムほか、当社株主の海外機関投資家等、合計68社が、平成24年12月13日付（当社への訴状送達日は平成25年3月29日）で当社に対し、損害賠償請求訴訟を提起しています。その後、訴状訂正申立書および複数原告による訴えの取り下げにより、現時点で原告は60社、損害賠償請求金額は5,759百万円およびこれに対する平成23年10月14日から支払済みまで年5分の割合による金員に変更されています。
- ③ カリフォルニア・ステート・ティーチャーズ・リタイアメント・システムほか、当社株主の海外機関投資家および年金基金等、合計43社が、平成25年6月27日付（当社への訴状送達日は平成25年7月16日）で当社に対し、16,832百万円およびこれに対する平成23年11月8日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起しています。
- ④ 三菱UFJ信託銀行株式会社ほか信託銀行5行、合計6行が、平成26年4月7日付（当社への訴状送達日は平成26年4月17日）で当社に対し、27,915百万円および各株式について発生した損害額に対する当該株式の取得約定日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起しています。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものです。

### （1）業績の状況

[全般]

(単位：百万円)

	前第1四半期累計	当第1四半期累計	増減額	前年同期比
売上高	159,229	167,013	7,784	4.9%
営業利益	8,166	15,053	6,887	84.3%
経常利益	2,398	11,155	8,757	365.2%
四半期純損益	△1,831	8,141	9,972	—
為替レート(円/米ドル)	98.76	102.16	3.4	—
為替レート(円/ユーロ)	128.95	140.07	11.12	—

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、米国においては回復傾向が継続している一方、欧州では一部地域で持ち直しの動きが見られるもののウクライナの政情不安などにより不安定な状況が続き、中国を始めとする新興国では景気の拡大テンポが緩やかなものとなりました。わが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により一時的な個人消費の落ち込みが見られたものの、雇用情勢などは引き続き改善が見られ、緩やかな回復基調が続きました。

このような経営環境の中、当社グループの第1四半期連結累計期間の売上高は、医療事業および科学事業が増収となり、1,670億13百万円（前年同期比4.9%増）となりました。営業利益については、医療事業の増益に加え、その他事業が前年同期の赤字から一転して黒字となったことにより、150億53百万円（前年同期比84.3%増）となりました。経常利益については、営業利益の増益を主要因として111億55百万円（前年同期比365.2%増）となりました。当期純利益は81億41百万円（前年同期は18億31百万円の四半期純損失）となりました。

為替相場は前年同期に比べ、対米ドル、対ユーロともに円安で推移しました。期中の平均為替レートは、1米ドル＝102.16円（前年同期は98.76円）、1ユーロ＝140.07円（前期は128.95円）となり、売上高では前年同期比63億円の増収要因、営業利益では前年同期比39億円の増益要因となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。なお、各セグメントの営業損益は、各報告セグメントのセグメント損益と一致しています。

なお、当第1四半期連結会計期間より、従来「ライフ・産業」としていた報告セグメントの名称を「科学」に変更しています。

[医療事業]

(単位：百万円)

	前第1四半期累計	当第1四半期累計	増減額	前年同期比
売上高	107,885	120,890	13,005	12.1%
営業利益	18,525	24,241	5,716	30.9%

医療事業の連結売上高は1,208億90百万円（前年同期比12.1%増）、営業利益は242億41百万円（前年同期比30.9%増）となりました。

消化器内視鏡分野において、主力の内視鏡基幹システム「EVIS EXERA III（イーヴィス エクセラ スリー）」および「EVIS LUCERA ELITE（イーヴィス ルセラ エリート）」の売上がいずれも好調だったことに加え、前期に発売した超音波内視鏡検査用の観測装置「EU-ME2」が販売を伸ばしました。また、外科・処置具分野においては、内視鏡外科手術をサポートする内視鏡統合ビデオシステム「VISERA ELITE（ビセラ・エリート）」および3D内視鏡システム、エネルギーデバイス「THUNDERBEAT（サンダービート）」が引き続き売上を伸ばしました。この結果、医療事業の売上は増収となりました。

医療事業の営業利益は、大幅増収により増益となりました。

[科学事業]

(単位：百万円)

	前第1四半期累計	当第1四半期累計	増減額	前年同期比
売上高	19,949	21,069	1,120	5.6%
営業損益	△994	△270	724	—

科学事業の連結売上高は210億69百万円（前年同期比5.6%増）、営業損失は2億70百万円（前期は9億94百万円の営業損失）となりました。

ライフサイエンス分野において生命科学の最先端研究に使用されるレーザー走査型顕微鏡「FLUOVIEW（フロービュー）FVMPE-RS」の販売が貢献したほか、産業分野においてはシリーズ最高画質を実現した工業用ビデオスコープ「IPLEX（アイプレックス）RX」「IPLEX RT」やパイプライン溶接部分の自動検査システム装置「PipeWIZARD」などが販売を伸ばしたことで、両分野ともに増収となりました。

科学事業の営業損益は、継続的な原価低減により、損失幅が縮小しました。

[映像事業]

(単位：百万円)

	前第1四半期累計	当第1四半期累計	増減額	前年同期比
売上高	24,956	19,839	△5,117	△20.5%
営業損益	△588	△2,226	△1,638	—

映像事業の連結売上高は198億39百万円（前年同期比20.5%減）、営業損失は22億26百万円（前期は5億88百万円の営業損失）となりました。

ミラーレス一眼カメラの分野において、前期に発売したフルサイズ一眼に匹敵する画質を提供するフラッグシップモデル「OM-D E-M1」、超薄型スタイリッシュボディに最先端技術を凝縮した「OM-D E-M10」の販売が堅調に推移し、売上を拡大しました。一方で、コンパクトカメラの分野において、市場の縮小に合わせて販売台数を絞り込んだことにより、映像事業全体の売上は減収となりました。

映像事業の営業損益は、第2四半期以降の販売増に向けた積極的な販促投資等により、損失幅が拡大しました。

	前第1四半期累計	当第1四半期累計	増減額	前年同期比
売上高	6,439	5,215	△1,224	△19.0%
営業損益	△1,428	316	1,744	—

その他事業の連結売上高は52億15百万円（前期比19.0%減）、営業利益は3億16百万円（前期は14億28百万円の営業損失）となりました。

事業ドメインへの経営資源の集中を進めるべく非事業ドメインの整理を行い、前期にバイオロジクス事業から撤退したことより、その他事業の売上高は減収となりましたが、営業利益は黒字化しました。

## (2) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上するのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

### (2) 基本方針の実現のための取り組み

#### ① 基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

当社は、平成24年4月に発足した新経営体制により、平成25年3月期を初年度とした5ヵ年の新中期ビジョンを平成24年6月に発表し、新経営体制における経営方針を「原点回帰」、「One Olympus（ワン・オリンパス）」、「利益ある成長」の3つとしました。こうした経営方針に基づき、オリンパス再生と新たな価値創造を実現するため、①事業ポートフォリオの再構築・経営資源の最適配分、②コスト構造の見直し、③財務の健全化、④ガバナンスの再構築の4つの基本戦略を実行しています。また、平成24年9月に発表したソニー株式会社との業務提携および資本提携に加え、平成25年7月には新株発行等により約1,100億円の資金調達を実施しました。これらにより財務基盤を強化するとともに、中期ビジョンの達成に向けた取組みを加速することで企業価値の向上を図っていきます。

当社では、過去の損失計上の先送り等に係る一連の問題が生じたことから、今後このような事態を二度と引き起こさないために、外部有識者による経営改革委員会の助言を得て検討し社内検討チームで取りまとめた再発防止策を、平成24年4月に発足した新経営体制の下で着実に実施しており、コーポレート・ガバナンス体制の強化、内部統制システムの整備およびコンプライアンスの見直しを引き続き進めています。

#### ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

(i) 当社は、平成26年6月26日開催の第146期定時株主総会の決議により、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新しました（以下、更新されたプランを「本プラン」といいます。）。



## (ii) 本プランの内容

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する当社株式の大量買付を抑止するとともに、当社株式の大量買付が行われる際に、株主の皆さまがこれに応じるべきか否かを判断し、もしくは当社取締役会が株主の皆さまに代替案を提案するために必要な時間や情報を確保したり、または株主の皆さまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

本プランは、①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、または②当社が発行者である株券等について、公開買付を行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付に該当する、当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。また、買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとします。

## (iii) 本プランの手続および発動要件等

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面等、および当社が交付する書式に従った株主の皆さまの判断等のために必要な所定の情報を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出し、また、当社取締役会は、受領した買付説明書を、社外取締役等により構成される特別委員会に送付します。

特別委員会は、買付者等および当社取締役会からの情報等、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行うとともに、買付者等との協議等を行います。また、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができます。その上で、特別委員会は、買付者等による買付等が、本プランに定められた手続に従わない買付等である場合や当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合であって、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合等所定の発動事由のいずれかが存すると判断した場合には、特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本プランの発動として新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。また、当社取締役会は、特別委員会が新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合等には、株主総会を招集し、株主の皆さまの意思を確認することができます。当社取締役会は、上記の特別委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施に関する決議を行い、また、上記の株主総会の決議が存する場合には、その決議に従います。

本プランに従い株主に対して割り当てられる予定の新株予約権は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、原則として、新株予約権1個につき普通株式1株を取得することができ、また、所定の非適格者による権利行使が（一定の例外事由が存する場合を除き）認められないという行使条件、および当社が非適格者以外の者から当社株式1株と引換えに未行使の新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されています。

本プランの有効期間は、原則として、平成26年6月26日開催の第146期定時株主総会終了後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとされています。

## (3) 上記(2)の取り組みに関する当社の取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、①株主総会において株主の承認を得たうえで導入されたものであること、②一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆さまの意思を確認する仕組みが設けられていること、③本プランの有効期間が1年間と定められたうえ、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、④独立性を有する社外取締役等から構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、⑤特別委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができることとされていること、⑥本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## (3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、154億89百万円です。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

###### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	342,671,508	342,671,508	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	342,671,508	342,671,508	—	—

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年6月30日	—	342,671,508	—	124,520	△8,276	90,940

(注) 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものです。

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

### ① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 431,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 341,930,700	3,419,307	—
単元未満株式	普通株式 309,808	—	—
発行済株式総数	342,671,508	—	—
総株主の議決権	—	3,419,307	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株（議決権10個）含まれています。

### ② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
(自己保有株式) オリンパス㈱	東京都渋谷区幡ヶ谷 2丁目43番2号	431,000	—	431,000	0.13
計	—	431,000	—	431,000	0.13

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	252,121	245,917
受取手形及び売掛金	132,233	112,198
商品及び製品	51,613	56,059
仕掛品	24,827	27,000
原材料及び貯蔵品	22,155	23,467
その他	96,949	104,388
貸倒引当金	△3,386	△3,518
流動資産合計	576,512	565,511
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	48,257	47,090
機械装置及び運搬具（純額）	9,864	9,833
工具、器具及び備品（純額）	52,725	52,170
土地	15,561	15,608
リース資産（純額）	7,483	8,402
建設仮勘定	1,550	1,913
有形固定資産合計	135,440	135,016
無形固定資産		
のれん	106,850	103,109
その他	66,709	63,916
無形固定資産合計	173,559	167,025
投資その他の資産		
投資有価証券	56,076	58,018
その他	95,851	91,876
貸倒引当金	※1 △9,963	※1 △9,994
投資その他の資産合計	141,964	139,900
固定資産合計	450,963	441,941
資産合計	1,027,475	1,007,452

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	45,409	44,935
短期借入金	69,017	88,639
未払法人税等	13,403	11,820
製品保証引当金	8,937	9,582
事業整理損失引当金	4,683	3,147
訴訟損失引当金	11,000	11,000
その他	123,857	124,897
流動負債合計	276,306	294,020
固定負債		
社債	55,000	55,000
長期借入金	291,814	255,316
退職給付に係る負債	27,291	26,703
その他の引当金	58	57
その他	45,722	42,337
固定負債合計	419,885	379,413
負債合計	696,191	673,433
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	124,520	124,520
資本剰余金	131,871	90,940
利益剰余金	81,534	130,696
自己株式	△1,098	△1,100
株主資本合計	336,827	345,056
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	11,836	13,161
繰延ヘッジ損益	△1	4
為替換算調整勘定	△13,411	△18,811
退職給付に係る調整累計額	△5,732	△7,128
その他の包括利益累計額合計	△7,308	△12,774
新株予約権	115	115
少数株主持分	1,650	1,622
純資産合計	331,284	334,019
負債純資産合計	1,027,475	1,007,452

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高	159,229	167,013
売上原価	65,136	60,635
売上総利益	94,093	106,378
販売費及び一般管理費	85,927	91,325
営業利益	8,166	15,053
営業外収益		
受取利息	262	247
受取配当金	409	431
その他	682	395
営業外収益合計	1,353	1,073
営業外費用		
支払利息	3,560	2,348
為替差損	1,056	530
繰上返済関連費用	1,505	807
その他	1,000	1,286
営業外費用合計	7,121	4,971
経常利益	2,398	11,155
特別利益		
投資有価証券売却益	13	-
関係会社株式売却益	21	-
固定資産売却益	89	-
特別利益合計	123	-
特別損失		
投資有価証券評価損	121	-
関係会社株式売却損	76	-
事業整理損	122	-
刑事訴訟に係る罰金	※1 700	-
特別損失合計	1,019	-
税金等調整前四半期純利益	1,502	11,155
法人税等	1,892	3,002
過年度法人税等	※2 1,476	-
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△1,866	8,153
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△35	12
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△1,831	8,141

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	△1,866	8,153
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,739	1,325
繰延ヘッジ損益	△10	5
為替換算調整勘定	18,036	△5,393
在外子会社年金債務調整額	△608	-
退職給付に係る調整額	-	△1,396
持分法適用会社に対する持分相当額	73	△1
その他の包括利益合計	22,230	△5,460
四半期包括利益	20,364	2,693
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	20,362	2,675
少数株主に係る四半期包括利益	2	18



## 【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が142百万円減少し、利益剰余金が89百万円増加しています。

なお、当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微です。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、主として当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しています。

(追加情報)

(今後の状況)

平成23年11月8日の当社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、海外(英国、米国を含む)の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が継続しており、今後、これらの調査により新たな事実が判明した場合には、四半期連結財務諸表を訂正する場合があります。

また、当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が訴訟を提起しており、今後も様々な株主および株主グループが当社への損害賠償を求め、又は訴訟を起こすおそれがあります。これらの事象の金額的な影響は現時点で見積が困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

なお、上述の損失計上の先送りに関連して、継続中であった英国重大不正捜査局(Serious Fraud Office)による調査については、調査が完了し、平成25年9月3日付で当社および当社子会社であるGyrus Group Limitedは、Gyrus Group Limitedの決算関連書類における当該子会社の監査人に対する説明に関して英国2006年会社法(Companies Act 2006)第501条違反の嫌疑による訴追を受けています。本件につきましては、現在、英国の裁判所において審理が継続しています。

本訴追による金額的な影響は現時点で算定が困難であるため、当社グループの業績に与える影響は不明です。

(四半期連結貸借対照表関係)

- ※1 貸倒引当金のうち7,211百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「その他」に計上された長期未収入金7,211百万円に対する回収不能見込額であります。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求を行う予定です。

## 2 偶発債務

### (1) 債務保証

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
従業員（住宅資金借入金）	65百万円	63百万円
ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ(株)（銀行借入金）	843	1,646
計	908	1,709

### (2) 訴訟

当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が訴訟を提起しております。そのうち、一部の訴訟については、訴訟の進行状況等に鑑み、訴訟損失引当金を計上しており、その他の訴訟についても、今後の進行状況等によっては、引当金を計上すること等により、当社の連結業績に影響が生じる可能性があります。しかしながら、現時点ではその影響額を合理的に見積もることはできません。

なお、当第1四半期連結会計期間末において訴訟損失引当金を計上している訴訟は、ティーチャーズ・リタイアメント・システム・オブ・ステート・オブ・イリノイ等による平成24年6月28日付訴状による訴訟およびカリフォルニア・ステート・ティーチャーズ・リタイアメント・システム等による平成25年6月27日付訴状による訴訟です。

## 3 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
受取手形割引高	331百万円	138百万円
（うち輸出為替手形割引高）	(331)	(138)

(四半期連結損益計算書関係)

- ※1 前第1四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

特別損失に計上された「刑事訴訟に係る罰金」700百万円は、係属中であった当社の証券取引法違反及び金融商品取引法違反被告事件について、東京地方裁判所より罰金刑に処するとした判決を受けたことによるものです。なお、当該判決は、控訴の提起期間の経過を経て確定しています。

- ※2 前第1四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

当社は、平成19年3月期から平成23年3月期までの5年間における当社の国内子会社と英国子会社との取引について、平成25年7月30日に東京国税局より移転価格税制に基づく更正通知を受領しました。当社はこの処分を不服として東京国税局に対し異議申立書を提出し、併せて、二重課税の排除の観点から租税条約に基づく相互協議の申し立てを行う予定です。なお、相互協議により二重課税の排除が見込まれるため、更正通知額と還付見込税額の純額1,476百万円を「過年度法人税等」として計上しており、その内訳は両国の法人税率差による差額及び追加納税に伴う附帯税額の合計額であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
減価償却費	8,672百万円	9,030百万円
のれんの償却額	2,317	2,316

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	医療	科学	映像	その他	計		
売上高							
外部顧客への 売上高	107,885	19,949	24,956	6,439	159,229	—	159,229
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	32	4	3	59	98	△98	—
計	107,917	19,953	24,959	6,498	159,327	△98	159,229
セグメント利益 又は損失(△)	18,525	△994	△588	△1,428	15,515	△7,349	8,166

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△7,349百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△7,349百万円が含まれています。全社費用は、主に親会社のコーポレートセンター(総務部門等管理部門)及び研究開発センターに係る費用です。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

Ⅱ 当第1四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	医療	科学	映像	その他	計		
売上高							
外部顧客への 売上高	120,890	21,069	19,839	5,215	167,013	-	167,013
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	22	7	3	117	149	△149	-
計	120,912	21,076	19,842	5,332	167,162	△149	167,013
セグメント利益 又は損失 (△)	24,241	△270	△2,226	316	22,061	△7,008	15,053

(注) 1. セグメント利益又は損失 (△) の調整額△7,008百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△7,008百万円が含まれています。全社費用は、主に親会社のコーポレートセンター（総務部門等管理部門）及び研究開発センターに係る費用です。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

3. 当第1四半期連結会計期間より、従来「ライフ・産業」としていた報告セグメントの名称を「科学」に変更しています。なお、セグメントの名称変更によりセグメント情報に与える影響はありません。

前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの名称で記載しています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額または四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)	△6円08銭	23円79銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△) (百万円)	△1,831	8,141
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)(百万円)	△1,831	8,141
普通株式の期中平均株式数(株)	301,244,294	342,240,117
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	23円79銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	39,088
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。

(重要な後発事象)

(株式報酬型ストックオプションの付与)

平成26年6月26日開催の当社取締役会の決議に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)および執行役員に対して株式報酬型ストックオプション(オリンパス株式会社第2回新株予約権)を、平成26年7月11日を割当日として以下のとおり割り当てました。

(1) 新株予約権の割当日

平成26年7月11日

(2) 新株予約権の発行数

取締役(社外取締役を除く。)	129個
執行役員	281個
合計	410個

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式41,000株

(4) 新株予約権の割当対象者

当社取締役5名、執行役員20名 合計25名

(5) 新株予約権の行使可能期間

平成26年7月12日から平成56年7月11日まで

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株当たりの行使価額1円に付与株式数を乗じた金額

(7) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり362,500円(1株当たり3,625円)

なお、払込金額は各取締役、各執行役員が有する同額の当社に対する報酬債権と相殺する。

(8)新株予約権の行使時の資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 2【その他】

### (訴訟の提起)

当社は、当第1四半期会計期間末までの間に訴訟の提起を受け、当該訴訟に係る訴状の送達を受けています。このうち、主なものは以下のとおりです。

#### (a) ティーチャーズ・リタイアメント・システム・オブ・ステート・オブ・イリノイ等による訴訟

##### イ. 訴訟の提起があった年月日

平成24年6月28日（訴状送達日：平成24年11月12日）

##### ロ. 訴訟の内容および請求金額

当社が過去の損失の計上を先送りするために、平成13年3月期から平成24年3月期第1四半期までの有価証券報告書、半期報告書および四半期報告書並びに平成21年3月期から平成23年3月期までの内部統制報告書に虚偽記載を行い、それにより合計で19,253百万円の損害を受けたとして、ティーチャーズ・リタイアメント・システム・オブ・ステート・オブ・イリノイ(所在地：アメリカ合衆国イリノイ州スプリングフィールド市ウェストワシントンストリート2815)ほか、海外の機関投資家および年金基金等、合計49社が、民法第709条および第715条、会社法第350条並びに金融商品取引法第21条の2に基づき、損害の賠償を求める訴えを提起したものです。

訴状に記載の損害賠償請求金額は、19,253百万円およびこれに対する平成23年10月14日から支払済みまで年5分の割合による金員です。

但し、その後の請求の趣旨変更申立ておよび複数原告による訴えの取り下げにより、現時点で原告は47社、損害賠償請求金額は20,842百万円およびこれに対する平成23年11月8日から支払済みまで年5分の割合による金員に変更されています。

##### ハ. 今後の見通し

当第1四半期会計期間末において本件訴訟は係属中ですが、訴訟の進行状況等に鑑み、当社は、必要と認められる額を訴訟損失引当金として流動負債に計上しています。

#### (b) カリフォルニア・パブリック・エンプロイーズ・リタイアメント・システム等による訴訟

##### イ. 訴訟の提起があった年月日

平成24年12月13日（訴状送達日：平成25年3月29日）

##### ロ. 訴訟の内容および請求金額

当社が過去の損失の計上を先送りするために、平成13年3月期から平成24年3月期第1四半期までの有価証券報告書、半期報告書および四半期報告書並びに平成21年3月期から平成23年3月期までの内部統制報告書に虚偽記載を行い、それにより合計で5,892百万円の損害を受けたとして、カリフォルニア・パブリック・エンプロイーズ・リタイアメント・システム(所在地：アメリカ合衆国カリフォルニア州サクラメント市キュー・ストリート400)ほか、海外の機関投資家等、合計68社が、民法第709条および第715条、会社法第350条並びに金融商品取引法第21条の2に基づき、損害の賠償を求める訴えを提起したものです。

訴状に記載の損害賠償請求金額は、5,892百万円およびこれに対する平成23年10月14日から支払済みまで年5分の割合による金員です。

但し、その後の訴状訂正申立書および複数原告による訴えの取り下げにより、現時点で原告は60社、損害賠償請求金額は5,759百万円およびこれに対する平成23年10月14日から支払済みまで年5分の割合による金員に変更されています。

##### ハ. 今後の見通し

本訴訟による金額的な影響は現時点で算定が困難であります。

(c) カリフォルニア・ステート・ティーチャーズ・リタイアメント・システム等による訴訟

イ. 訴訟の提起があった年月日

平成25年6月27日（訴状送達日：平成25年7月16日）

ロ. 訴訟の内容および請求金額

当社が過去の損失の計上を先送りするために、平成13年3月期から平成24年3月期第1四半期までの有価証券報告書、半期報告書および四半期報告書並びに平成21年3月期から平成23年3月期までの内部統制報告書に虚偽記載を行い、それにより合計で16,832百万円の損害を受けたとして、カリフォルニア・ステート・ティーチャーズ・リタイアメント・システム（所在地：アメリカ合衆国カリフォルニア州ウェストサクラメント市ウォーターフロントプレイス100）ほか、海外の機関投資家および年金基金等、合計43社が、民法第709条および第715条、会社法第350条並びに金融商品取引法第21条の2に基づき、損害の賠償を求める訴えを提起したものです。

訴状に記載の損害賠償請求金額は、16,832百万円およびこれに対する平成23年11月8日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いです。

ハ. 今後の見通し

当第1四半期会計期間末において本件訴訟は係属中ですが、訴訟の進行状況等に鑑み、当社は、必要と認められる額を訴訟損失引当金として流動負債に計上しています。

(d) 三菱UFJ信託銀行株式会社等による訴訟

イ. 訴訟の提起があった年月日

平成26年4月7日（訴状送達日：平成26年4月17日）

ロ. 訴訟の内容および請求金額

当社が過去の損失の計上を先送りするために、平成13年3月期から平成24年3月期第1四半期までの有価証券報告書、半期報告書および四半期報告書に虚偽記載を行い、それにより合計で27,915百万円の損害を受けたとして、三菱UFJ信託銀行株式会社ほか信託銀行5行、合計6行が、民法第709条および第715条、会社法第350条並びに金融商品取引法第21条の2に基づき、損害の賠償を求める訴えを提起したものです。

訴状に記載の損害賠償請求金額は、27,915百万円および各株式について発生した損害額に対する当該株式の取得約定日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員です。

ハ. 今後の見通し

本訴訟による金額的な影響は現時点で算定が困難であります。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成26年8月7日

オリンパス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡 研三 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芳野 博之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 哲也 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 榎本 征範 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオリンパス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オリンパス株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

1. 追加情報（今後の状況）に記載されているとおり、平成23年11月8日の会社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、海外（英国、米国を含む）の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が継続しており、今後、これらの調査により新たな事実が判明した場合には、四半期連結財務諸表を訂正する可能性がある。また、会社の不適切な財務報告の結果、会社に対して会社株主等が訴訟を提起しており、今後も様々な株主および株主グループが会社への損害賠償を求め、又は訴訟を起こすおそれがある。
2. 四半期連結貸借対照表関係「2 偶発債務（2）訴訟」に記載されているとおり、会社の不適切な財務報告の結果、会社に対して会社株主等が訴訟を提起している。そのうち一部の訴訟については訴訟損失引当金を計上しており、その他の訴訟についても、今後の進行状況等によっては、会社の連結業績に影響が生じる可能性がある。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。